平成２６年（フ）第４１４３号
大阪市北区中津７丁目４番15号　三幸ビル203号室
破産者　井手　博信
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２８９号
大阪市城東区成育２丁目16番25―1402号
破産者　冨士枝　治
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３４１号
大阪市淀川区西中島４丁目６番30―907号
破産者　坂東　　縁（旧姓小寺）
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０３６号
大阪府吹田市原町３丁目31番25号
破産者　谷坂　　正
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０５６号
大阪市港区弁天３丁目１番19号第18柴田マンション　902号
破産者　宮口　秀美（旧姓森髙）
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８１０号
堺市北区中長尾町３丁４番13―502号
破産者　吉門　勇治
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９１１号
堺市中区土塔町2326番地16、前住所堺市東区草尾90番地４　サンモール田中302号
破産者　中前　美鈴
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９３４号
大阪府富田林市須賀１丁目９番１号102、前住所大阪府羽曳野市古市６丁目27番９号
破産者　沼田　安純
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５４２号
神戸市灘区鶴甲５丁目１番50号　ライブタウン翠光502号、従前の住所兵庫県芦屋市奥山12番217号
破産者　草葉かがり
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７０号
兵庫県姫路市楠町44番地　ロイヤルシティ21201号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町美乃利380番地の44
破産者　北島　美保（旧姓谷口）
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７９４号
山口県下関市菊川町大字上岡枝785番地３、開始決定時の住所北九州市八幡西区八千代町９番６号
破産者　爲頼　幸子
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３６６号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番19―205号
破産者　工藤　洋志
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４１２号
北九州市八幡東区勝山１丁目11番７―1002号
破産者　福田加奈江
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５２７号
北九州市門司区上本町５番１―44号
破産者　平井ひろみ
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２８２号
佐賀県三養基郡基山町けやき台１丁目６番地４　Ｈ・ＣＡＮＴＩＫ201号、開始決定時の住所佐賀県鳥栖市神辺町95番地２
破産者　都合　寛行
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３４１号
熊本市東区長嶺西２丁目15番14号、開始決定時の住所熊本市中央区帯山４丁目28番20号
破産者　吉田美多留
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０４号
新潟県魚沼市小出島251番地７、前住所新潟県長岡市東宮内町3185番地１　ハイタウン東宮内Ｂ－７号室
破産者　川島　良子
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２号
長野県諏訪市上川２丁目2134番地８
破産者　宮澤　敏美
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第３号
長野県諏訪市上川２丁目2134番地８
破産者　宮澤美智代
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部